

「銀河のしずく」作付経営体登録要綱

(趣旨)

第1条 全国トップクラスの品質・食味を確保するとともに、生産から出荷まで適正に管理し、ブランド米としての評価を確かなものとするため、県が「銀河のしずく」の作付経営体を登録することとし、必要な事項を定める。

(登録の対象となる経営体)

第2条 登録の対象となる経営体は、別に定める「銀河のしずく」栽培適地に作付けする農業者、法人及び生産者組織とする。

2 生産者組織とは、規約を有し栽培方法や使用する資材などを統一している組織をいう。

(作付経営体の要件等)

第3条 県が「銀河のしずく」作付経営体として登録する経営体は、次の(1)から(3)の要件を満たし、(4)及び(5)に同意する者とする。

(1) 基本的要件

作付けしようとする前年の主食用米の販売実績がある者であって、「銀河のしずく」の販売を行う者であること。

(2) 面積的要件

「銀河のしずく」の作付予定面積が概ね30a以上であること。

ただし、農業協同組合が設定する重点地域に作付けする場合、「銀河のしずく」の作付予定面積が30a未満も可とする。

※ 重点地域とは、農業協同組合が産地計画書において設定した、乾燥調製に係る共同施設の利用促進を考慮した地域とする。

(3) 技術的要件

ア 農産物検査で、一等米比率の過去2年間の平均が、95%以上であること。

イ 「銀河のしずく」栽培マニュアルに基づき、品質目標の達成に取り組めること。

(4) 遵守事項

ア 種子の譲渡、自家採種を行わないこと。

イ 銀河のしずく栽培研究会等が主催する講習会、研修会、検討会に参加し、指導事項等を生産に反映できること。

ウ 玄米タンパク質含有率や食味等により、品質・食味がブランド価値を損なうものでないか総合的に判断し、品質・食味に優れるものを出荷・販売すること。

エ 収穫物は、自家消費を除き、全量出荷・販売に努めること。

オ ブランドイメージの向上に効果的な販売計画を作成し、実践すること。

カ 「銀河のしずく」の計画的な生産、品質管理並びに販売など関係書類を整理保管すること。

(5) 個人情報取扱い

ア 作付経営体登録申請に係る要件確認書のうち、農産物検査の一等米比率については、登録検査機関に照会し、確認することに同意すること。

イ 作付経営体登録申請に係る各書類の記載内容を、栽培指導を実施する関係機関・団体に提供することに同意すること。

※ 県は、作付経営体登録申請書に記載された個人情報は、栽培指導の目的以外に使用しないこととし、岩手県個人情報保護条例に基づき適正に管理するものとする。

(登録の申請)

- 第4条** 県は、「銀河のしずく」の作付けを希望する経営体を一定の期間を設けて募集する。
- 2 作付けを希望する経営体は、「銀河のしずく」作付経営体登録申請書(様式第1号)に「銀河のしずく」作付経営体登録申請に係る要件確認書(様式第1-2号)及び販売計画書(様式第1-3号)を添付し、市町村へ提出する。
 - 3 農業協同組合は、農業協同組合による登録申請者一覧(様式第1-4号)により経営体を取りまとめ、市町村に申請を行うことができる。
 - 4 市町村は同条第2項、第3項の提出書類の記載内容を確認し、「銀河のしずく」作付経営体登録申請者一覧(様式第2号)に取りまとめ、提出書類とともに広域振興局農政担当部長または農林振興センター所長(以下「振興局農政担当部長等」という)へ提出する。

(作付経営体の登録要件確認)

- 第5条** 振興局農政担当部長等は、市町村から第4条による書類の提出があった場合は、別に定める「銀河のしずく」作付経営体登録要件確認要領により、経営体の要件を確認する。
- なお、確認にあたっては、要件確認書に記載された内容について市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農産物検査における登録検査機関へ照会することができる。

(作付面積の報告と調整)

- 第6条** 振興局農政担当部長等は、要件を満たした作付予定面積を取りまとめ、岩手県農林水産部農産園芸課総括課長(以下「農産園芸課総括課長」という。)に報告する。
- 2 農産園芸課総括課長は種子の不足があった場合、作付面積合計と必要な種子量を勘案した上で作付面積を調整し、振興局農政担当部長等に通知する。

(登録)

- 第7条** 振興局農政担当部長等は、第5条による要件を満たした申請者を作付経営体として登録し、個人申請者に対しては「銀河のしずく」作付経営体登録通知書(様式第3-1号)により通知し、第4条第3項により農業協同組合が取りまとめて申請した経営体については、当該農業協同組合に対して「銀河のしずく」作付経営体登録通知書(様式第3-2号)により一括して通知する。
- なお、第6条により作付面積を調整した場合は、調整後の作付面積を通知する。
- 2 振興局農政担当部長等は、第5条により要件を満たさないと認められた申請者を作付経営体として登録しないものとし、当該申請者に対して、「銀河のしずく」作付経営体要件確認結果通知書(様式第4号)によりその理由を付して通知する。
 - 3 振興局農政担当部長等は、前2項による通知の内容について、農産園芸課総括課長に報告する。

(登録内容の変更)

- 第8条** 作付経営体は、各申請書類に記載した内容に変更が生じたときは、「銀河のしずく」作付経営体登録変更申請書(様式第5号)により、速やかに振興局農政担当部長等に届け出なければならない。
- 2 振興局農政担当部長等は、前項の変更の内容について、農産園芸課総括課長に報告する。

(報告の徴収等)

- 第9条** 振興局農政担当部長等は、作付経営体に対して「銀河のしずく」の生産・販売に係る報告等を求めることができる。

(登録の取消)

第10条 振興局農政担当部長等は、作付経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録されたとき。
- (2) 第8条による届出について、その内容が作付経営体の要件を満たさないと認めるとき。
- (3) 第9条に規定する報告等を正当な理由無く拒否したとき。
- (4) その他「銀河のしずく」のブランド化に重大な支障を及ぼす恐れのある行為があったとき。

(補則)

第11条 この要綱のほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成30年産から適用するもの。
この要綱は、平成29年11月10日から施行する。
この要綱は、平成30年10月25日から施行する。
この要綱は、令和元年10月9日から施行する。
この要綱は、令和2年10月16日から施行する。
この要綱は、令和3年10月12日から施行する。
この要綱は、令和4年9月22日から施行する。
この要綱は、令和5年9月25日から施行する。
この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

〇〇広域振興局〇〇部長（〇〇部〇〇農林振興センター所長）様

申請者
所在地 郵便番号
住所
氏名・名称

令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録申請書

このことについて、下記の書類を添付し登録申請します。

なお、種子の譲渡を行わないことなどの、「銀河のしずく」作付経営体登録要綱の作付経営体の要件及び種苗法などの関係法令を遵守することを誓約します。

また、「銀河のしずく」作付経営体登録要綱の個人情報の取扱いについて、同意します。

記

添付書類（申請の形態に応じて○の書類を添付すること）

個別申請	J A 一括申請	添付書類
	/	令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録申請に係る要件確認書 (様式第1-2号)
		販売計画書 (様式第1-3号) ※ J A申請時は J Aが作成
/		農業協同組合による登録申請者一覧 (様式1-4号) ※ J Aが作成

※ このほか、法人及び生産者組織が申請する場合は、規約及び構成員名簿を添付すること。

※ 独自販売と J A出荷の両方を予定する場合は、独自販売分について個別申請を行うとともに、別途、 J A出荷分について各 J Aの指示に従って必要書類を作成すること。

(様式第1-2号)

令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録申請に係る要件確認書
 ※太枠内に必要事項を記入してください

1 申請者

氏名・名称		
所在地	郵便番号	
	住所	
担当者氏名		
電話番号		
FAX 番号		

2 作付ほ場

	(1) 作付ほ場の所在地		(2) 作付予定面積	うち 湛水直播面積 ^{※3}
	市町村名	所在地 ^{※1}		
独自販売分			a	a
			a	a
			a	a
J A出荷分 ^{※2}			a	a
合計			a	a

※1 所在地は集落単位でまとめて記載すること

※2 独自販売分のほか、J A出荷を行う場合は面積を記入すること (別途、J Aへの申込も必要)

※3 湛水直播の実施にあたっては、最寄りの指導機関に栽培可能地域であるか確認すること

3 3 作付経営体の要件等 ※同意する場合○を記入

(1) 基本的要件	(2) 面積的要件	(3) 技術的要件		(4) 遵守事項						(5) 個人情報	
米の販売実績がある者で「銀河のしずく」の販売を行う者 ※該当する場合○印を記入	「銀河のしずく」の作付予定面積が概ね30a以上 ※該当する場合○印を記入	ア 一等米比率の過去2年間の平均が95%以上 ※一等米比率を記入	イ 栽培マニュアルの遵守し、品質目標の達成に取り組めること	ア 種子の譲渡、自家採種の禁止	イ 栽培研究会が主催する講習会等への参加、指導事項等の反映	ウ 玄米タンパク質含有率や、品質、食味を総合的に判断し、品質、食味に優れたものを出荷(販売)	エ 収穫物は自家消費を除き、全量出荷(販売)に努める	オ ブランドイメージの向上に効果的な販売計画の作成と実践	カ 計画的な生産、品質管理並びに販売など関係書類の整理保管	個人情報の取扱いについて、同意すること	
		〇〇年産									%
		〇〇年産									%
		平均	%								

(様式第1 - 3号)

販売計画書

申請者 _____

番号	販売先名称 (所在地(市町村まで))	販売数量	販売区分	摘要(販売方法、期間、 精米・玄米、単価、その他)
例	〇〇〇株式会社 (岩手県〇〇市)	〇kg	特裁 一般	インターネット通販、通年販売、 精米、〇円/30kg税込
1	()		特裁 一般	
2	()		特裁 一般	
3	()		特裁 一般	
4	()		特裁 一般	
5	()		特裁 一般	

項目	取組計画
出荷前の 品質の確保 対策	例) 調製施設を活用した均質化、リモートセンシングを活用したタンパク質含有率の確認、成分分析計による食味値の確認、試食による食味の確認等によりブランド価値を確保
販売促進に 向けた情報 発信、PR等 の活動	例) WEB等を活用した情報発信、ロゴマークを使用したのぼりの活用、販売先との意見交換の実施、田植・稲刈等の体験学習や産地交流の受け入れ等

※本紙に書ききれない場合は、任意様式に取りまとめ「別紙のとおり」と記載。

(様式第3-1号)

令和 年 月 日

申請者宛て

広域振興局の農政担当部長
(農林振興センター所長)

令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録通知書

「銀河のしずく」作付経営体登録要綱に基づき、令和 年産「銀河のしずく」作付経営体として下記のとおり登録します。

記

作付経営体の氏名・名称	作付面積 (a)	配分できる上限種子量(kg)

※種子を購入する際、購入先にこの通知書を必ず提示してください。

※生産物を販売する際、販売先に求められた場合は、この通知書を提示してください。

※種子供給が不足する事態となった場合は、配分種子量を調整させていただくことがあります。

※上記の作付面積及び配分できる上限種子量は、個別申請（独自販売）分です。JA出荷分については、各JAの指示に従ってください。

(様式第3-2号)

令和 年 月 日

農業協同組合宛て

広域振興局の農政担当部長
(農林振興センター所長)

令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録通知書

「銀河のしずく」作付経営体登録要綱に基づき、令和 年産「銀河のしずく」作付経営体として下記のとおり登録します。

記

経営体数	作付面積 (a)	配分できる上限種子量 (kg)

※登録する経営体の内訳は、別添「農業協同組合による登録申請者一覧」(様式第1-5号)のとおり。

※種子供給が不足する事態となった場合は、配分種子量を調整させていただくことがあります。

(様式第4号)

令和 年 月 日

申請者宛て

広域振興局の農政担当部長
(農林振興センター所長)

令和 年産「銀河のしずく」作付経営体要件確認結果通知書
このことについて、作付経営体として登録しないこととし、要件確認結果を通知します。

記

作付経営体として登録しないこととした理由

(満たさないと認められた作付経営体の要件を具体的に記載)

(様式第5号)

令和 年 月 日

〇〇広域振興局〇〇部長（〇〇部〇〇農林振興センター所長）様

申請者
所在地
氏名・名称

令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録変更申請書
このことについて、下記により、書類を添付し変更申請します。

記

1 変更を行う内容

2 添付書類

(1) 令和 年産「銀河のしずく」作付経営体登録に係る要件確認書（様式第1-2号）

※ 農業協同組合による変更申請の場合は、農業協同組合による登録申請者一覧（様式第1-4号）を添付すること。

(2) 販売計画書（様式第1-3号）